

大阪市立高倉中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

（基本方針策定に向けて）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定 より）

したがって、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、本校のいじめ防止等の対策を行うものとする。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら考え、正しく判断し、たくましく未来を切り拓き、民主的な社会の創造に貢献する生徒」育成のために「大阪市立高倉中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① 学校・教職員の責務

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、保護者・地域・関係諸機関とも連携し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を、学校が一丸となって組織的・継続的に対応する。

② 未然防止のための取り組み

全ての生徒に、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりのために、教育活動全体を通じ、

「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自他を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

③ 早期発見のための取り組み

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高める。

さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話連絡窓口の周知等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者・地域と連携して生徒を見守り、早期発見に努める。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立と学力・体力向上

本校ではアクションプランに基づき、知徳体の調和のとれた人間形成に努めている。また、落ち着いた学習環境も維持されている。

全国学力・学習状況調査において、国語A、数学A・Bで全国平均を1～2%上回るなど、基礎学力の定着が図られつつある。

しかし、個々の領域では「理解できていない」「苦手にしている」点が浮きぼりとなっている。また、生徒の体力不足による授業への集中力欠如も否めない。

基礎体力向上に努めることで授業中の集中力持続を図り、落ち着いた学習環境の提供を続けることで、学力向上の実現、ならびにいじめの未然防止につなげる。

② 「わかる授業」づくり

授業がわからなくなることから学習への興味・関心を失い、集中できなくなる。その結果授業を妨害する、という事例も数多く報告されている。本校がそのような事態に陥らないために、「わかる授業」づくりのために全教職員が自主的に指導方法の工夫改善に努めていく。さらに研究授業をはじめ、教職員相互公開授業期間の設定など、校内研修体制を充実させ、指導方法を検証していく。

また、TTや習熟度別少人数授業など、個に応じた指導の推進に努め、学力向上を図る。

③ 教職員一人ひとりの心がけ

常に生徒に寄り添う気持ちを心がける。教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) 自己有用感を高めるために

① 心の通う人間関係の構築

教育活動全体を通じ、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

これらを通じ、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめを行うことはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」ことを理解させ、いじめを許容しない雰囲気形成を推進する。

② 活動体験を通じた集団づくり

体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を図り、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、認められているといった自己有用感や充実感を得ることができるよう、活動場面を通じて、人と人との関わりが豊かなものとなるよう努める。

また、日常の授業において、一斉授業だけではなく協同学習等、ペアや小集団の活動を取り入れることによって対人交流を図る。

さらに、学級活動や総合的な学習の時間、道徳や学校行事等の時間を通じて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを目指した取り組みを推進する。

これらを通じ、生徒間の関係を深め、自尊感情を高め、自分たちの居場所づくりを進める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成に向け

○ 高い規範意識を身につけた生徒集団の育成

学級活動や生徒会活動において、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行い、「いじめを許さない集団づくり」を達成する。

また、全ての教育活動の中で、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る取り組みを進める。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 生徒の情報把握

日頃から丁寧な生徒理解を心がけ、生徒の家庭環境や交友関係など、生活実態を把握し、生徒が示すささいな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、言葉や行動の変化について速やかに感じ取る感性を磨く。

あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談期間の実施等、また、個別面談や学級日誌、生徒の個人ノートや連絡ノートといった、教職員と生徒との間で日常的に行われている活動を積極的に活用することにより、いじめ早期発見に向けた取り組みを進める。

② 情報共有・行動連携に向けた校内組織の確立

気になる変化が見られた、気になる行為があった等の場合、「5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）」を記録する。さらにその情報を確実に全教職員で共有し、速やかに対応していく、機動力を持った校内組織づくりを推進し、学級担任等の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。

③ 教育相談体制の整備

生徒に対する親身な教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーや養護教諭との積極的な連携を図る。

生徒が安心して相談できるよう、相談室の整備を行うなど、相談しやすい環境を整える。

④ 保護者・地域との連携

保護者と連携し、家庭で気になる点があればすぐに連絡をしてもらえよう、連絡・相談体制を整える。

また、地域とも連携し、登下校時や休業日、夜間における生徒の状況を連絡してもらえよう、体制を整える。

このように、教師の目の届かないところで発生する事象に対し、ネットワークの情報力で対応する。

⑤ 関係諸機関との連携

大阪市こども相談センターの教育相談や24時間いじめ相談ダイヤルなど、校外の関係諸機関の利用方法を生徒・保護者に周知し、必要に応じて活用できることを啓発していく。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 情報収集と事実関係の把握

いじめがあると思われる事案について、その事実を正確に把握するため、当該生徒ならびに周囲の生徒から個別に事情を聞き取り、迅速に情報を収集する。

教職員で情報を共有し、その事実の全体像を把握し、いじめの事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、生徒・保護者への対応を組織的に行う。

さらに、「いじめ防止対策推進法」第23条の②により、大阪市教育委員会ならびに関係諸機関等への報告を行い、連携して指導にあたる。

② 生徒・保護者への対応

当該生徒ならびに周囲の生徒から、当時の状況や気持ちについて十分聞き取るが、いじめられている生徒を守る体制を最優先する。

いじめられた生徒には、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。保護者に対して、その日のうちに迅速に事実関係を伝えるとともに、全教職員協力の下で見守りを行うなど、いじめられた生徒を徹底して守り通すことを伝え、できる限りの不安除去に努める。

いじめた生徒には、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であり、人権を侵害する許されない行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。ただし、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。

さらに、それぞれの保護者に、お互いの生徒の気持ちと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

それぞれの保護者・生徒には以後の対応の経過報告を継続的に行う。

③ 周囲の生徒等、集団への働きかけ

生徒の個人情報等、プライバシーには十分留意した上で、他人事ではなく、自分の問題として捉えさせる。学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

いじめられた生徒、いじめた生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくよう、全教職員で手を差しのべていく。

④ ネット上でのいじめについて

ネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、生徒または保護者からサイト運営事業者に削除依頼を行うなどの措置をとる。必要に応じて法務局等関係諸機関とも連携する。

学校において情報モラル教育を進めるとともに、保護者にネット上のいじめ問題へ

の関心と理解を深めさせるよう努める。

6. 特別な支援を要する生徒への配慮

特別支援学級在籍生徒、通常学級に在籍しながら特別な支援を要する生徒の中には、自分の思いや悩み、苦しみを伝える、表現することが難しい生徒も在籍している。

現在でも、発達障がいのある生徒が通常学級しているが、今後、増加すると見込まれる。このような生徒は、いじめの被害者にも加害者にもなる可能性が高く、未然防止のためには、全教職員による見守りと支援体制の構築が必要である。

① 通常学級担任と特別支援学級担任との情報共有と行動連携

各学級での状況について情報を交換し、それぞれの情報を共有する。また、家庭連絡ノートの内容について、特別支援学級担任のみならず学年・学校全体で共有し、生徒に対し適切な支援を行う。

② 保護者との連携

保護者との連携を密にし、家庭での様子や行動の変化等、ささいな変化であっても情報を得ることができるようにする。

③ 大人の目が行き届く見守り体制

休み時間や給食配膳・返膳時、朝学活・終学活、清掃活動時、高中タイム時など、手薄になりがちな時間に全教職員でフォローできるよう、体制づくりを行う。

また、登下校時や休業日、夜間においても、デイサービスセンターや地域安全パトロール隊、地域見守り隊等とも協力し、常に大人の目が行き届く見守り体制の確立に努める。

7. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向け、「いじめ問題対策委員会」を設置し、次の機能を担っていく。

(構成メンバー)

校長、教頭、首席、生徒指導主事、教務主任、保健主事、人権教育主担、学年主任、養護教諭、生活指導部長、庶務健康教育部長

また必要に応じ、学級担任、特別支援学級担任、外国人教育主担、部活動顧問、スクールカウンセラー、学校元気アップコーディネーター、などを加える。

② 活動について

- ・ いじめの防止・早期発見に関すること。
- ・ いじめ問題対応に関すること。
- ・ いじめ問題について、生徒の意識向上に努めること。

③ 開催について

常に教職員間での情報交換・行動連携に努める。

また、いじめ事案発生時には緊急会議を開き、迅速な対応を組織的に実施する中核としての役割を果たす。

④ いじめ防止対策に従事する人材の確保と教職員の資質向上

いじめ問題に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上に必要な措置を計画的に行う。

また、いじめ防止等に貢献できる人材を地域に広く求め、学校・保護者・地域とが三位一体となっていじめ問題に取り組む。

(2) いじめ問題に対する対応

① いじめに係る相談、通報等を受けた場合、早急に事実確認を行う。

② いじめの事実確認がなされたら、いじめを受けた生徒に必要な支援を行うとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導を行う。

③ それぞれの保護者に、お互いの生徒の気持ちと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

それぞれの保護者・生徒に以後の対応の経過報告を継続的に行い、情報交換・行動連携を深めていく。

④ いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするために、必要に応じて、いじめを行った生徒を相談室・図書室など教室外の別室において指導したり、あるいは学校教育法第35条に定められた出席停止制度を活用するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるような環境を確保する。

ただし、いじめを行った生徒に心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもとに、特別な指導計画などに基づく指導を行うよう努める。

⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合、大阪市教育委員会ならびに都島警察署生活安全課少年係と連携し、適切に対処する。

(3) 保護者・地域との連携

① 学校ホームページを積極的に活用し、いじめ防止に向け、情報発信を行う。

また、月1回発行する学校通信「たかちゅう」を通し、いじめ防止に関する方針や学校の取り組みについて知らせる。

- ② 学校協議会で取り組みについて議論し、指導・助言をいただくとともに協力体制を強化していく。

(4) 相談体制の構築

生徒・保護者が安心していじめに関する相談をすることができるよう、体制を構築していく。

- ① スクールカウンセラーの活用。
- ② 大阪市こども相談センター教育相談グループとの連携
- ③ サテライトとの連携

(5) 取り組み内容の検証について

- ① P D C Aサイクルの考え方に従い、「運営に関する計画」にいじめ問題に関する指標をあげ、取り組みが適切に行われたかどうかその進捗状況を把握し、中間反省ならびに最終反省に向け検証する。
- ② 「学校評価アンケート（生徒・保護者・学校関係者・教職員）」において、いじめ問題の取り組みに関する項目を設け、適正に本校の取り組みを評価していく。

【年間計画】

① アンケート調査等

- 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）
- 学校評価アンケート調査 年1回（12月）
- 教育相談期間中の学級担任による聞き取り 年1回以上
（6月・2学期以降随時）

② 研修会等

- 生徒理解のための研修会 4月
- 生活指導研修会 4月
- 人権教育に関する研修会 5月・9月・11月

8. 重大事案への対処

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨、大阪市教育局に報告を行う。
- ② 大阪市教育局の指導・支援のもと、重大事態の調査組織を設置する。
なお、この調査組織は「いじめ問題対策委員会」を母体とし、重大事態の性質に応じて専門家を加える場合、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で組織する場合など、調査の公平性・中立性を確保した組織の構成に努める。
- ③ 調査組織により、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめ行為の客観的な事実関係を可能な限り明確にする。
なお、調査にあたっては、その情報がいじめられた生徒・保護者に提供されることもある旨、事前に調査対象生徒および保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 調査により明らかになった事実関係について、情報をいじめを受けた生徒・保護者に、適切に提供する。
ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。
- ⑤ 調査結果を大阪市教育局へ報告する。